

## アメリカ合衆国出張報告

平成 28 年 5 月 20 日  
個人情報保護委員会

○平成 28 年 4 月 5 日（火）及び 6 日（水）に、アメリカ合衆国のワシントン D. C. において開催されたプライバシー専門職国際協会（IAPP）主催のグローバルプライバシーサミット 2016 に、委員及び事務局職員が参加した。

○当会議では、EU の拘束的企業準則（BCR）制度（注 1）と APEC の越境プライバシールール（CBPR）システム制度（注 2）との相互運用に関する議論等が行われた。

（注 1）事業グループ間における国境を越えた個人データの授受のために定めた個人データ保護指針を欧州にあるデータ保護機関が承認する制度。

（注 2）事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。

○当会議において、当委員会が我が国の改正個人情報保護法の内容の説明を行った。

○次回は、平成 29 年 4 月にアメリカ合衆国のワシントン D. C. で開催される予定である。